

定住促進奨励金制度の Q&A

(平成 29 年 9 月 14 日現在)

Q1. 同一敷地内に新しく子どもが家を新築することになりました。このような場合は対象になりますか？

A1. 対象となります。

転居などで子どもが独立して新築する場合は対象となります。ただし、同一敷地内であれば、新たに土地を取得したことになりませんので、新築した住宅分のみが対象となります。

Q2. 現在、町内のアパートに住んでいます。新しく家を取得し、転居した場合は対象になりますか？

A2. 対象となります。

Q3. 現在、町内の持家に住んでいます。別の土地（同一敷地内も同様です）に家を建て、旧家屋を除却（更地など）した場合は対象となりますか？

A3. 家の建て替えに該当し、対象となりません。

また、旧家屋を除却していなくても、世帯全員が移り住む場合は、建て替えに該当し、対象となりません。

Q4. 現在、町内の持家に住んでいます。今回新しく 2 世帯住宅に建て替えて、別に住んでいる息子世帯と一緒に住む場合は対象となりますか？

A4. 息子さん世帯との同居により世帯員が増えるため、定住促進に資すると判断し、対象となります。

Q5. 現在、町外の持家に住んでいます。今住んでいる住宅を取り壊して売却し、遠賀町に住宅を建築した場合は対象となりますか？

A5. 対象となります。

Q6. 現在、町外の持家に住んでいます。今住んでいる住宅を取り壊して売却し、相続で取得した遠賀町にある空き家を取り壊して住宅を新築した場合は対象となりますか？

A6. 対象となります。

ただし、相続や贈与など購入を伴わず取得した物は奨励金の対象となりませんので、新築した住宅分のみが対象となります。

Q7. 住宅の取得日は、いつが基準になるのですか？

A7. 住宅の取得日は、住宅を新築または購入して、所有者の方が不動産登記をされた日になります。（参照：遠賀町定住促進奨励金交付要綱第2条）

Q8. 交付申請後に両親も一緒に暮らすことになり、3世代同居になりました。交付期間を変更するには、どうしたらいいのですか？

A8. 交付期間の判定は、毎年行っていただく申請時の状況で判断しますので、変更の必要はありません。そのため、4年間の交付対象になる方は、4年目の申請時に3世代同居である方が対象になります。また、出生等で3世代同居になる場合も同様です。

Q9. 町内に住宅を新築（購入）しましたが、仕事の関係で家族を残して単身赴任をすることになりましたが、対象となりますか？

A9. 対象となります。

所有者の方が、単身赴任で一時的に町外に出られていても、家族の皆さんが町内に残っている場合は、定住人口の増加につながっているため、交付対象とします。申請時にその旨をお伝えください。